

議会に係る手続のオンライン化で利用する電子情報処理組織等について

1 オンライン化で利用する電子情報処理組織

議長と議員間に係る各種手続をオンライン化する際に利用する電子情報処理組織について、下表のとおりとしたい。

なお、オンライン化は、従前の書面による手続との併用を前提とする。

(1) 議員から議長に提出・申請する手続

手続	根拠条文	利用する電子情報処理組織	選定理由	備考
欠席届の提出	会議規則第10条第1項	e-kanagawa 電子申請	<ul style="list-style-type: none"> 各議員のアカウントを作成することで、本人確認の手段とすることが可能となるため。 申請区分ごとに受け付けることが可能であり、受け付けた申請等の管理が容易であるため。 	各議員のアカウントは、議会局が作成し、各議員にIDとパスワードを配布する。
資格決定要求書	会議規則第118条			
資産公開に係る手続 (資産等報告書、 資産等補充報告書、 所得等報告書、 関連会社等報告書)	政治倫理の確立のための神奈川県議会の議員の資産等の公開に関する条例第2～4条			
議員の請負に係る手続 (請負状況等報告書)	神奈川県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条			

(2) 議長から議員への通知

手続	根拠条文	利用する電子情報処理組織	選定理由	備考
欠席議員に対する招状の発出	地方自治法第137条	電子メール	議員が通知を受け取ることのできる電子情報処理組織であるため。	真正性の確保のため、議長の職責証明書による電子署名を付与する。
資格決定の通知	会議規則第123条			

※ 電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる通知は、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をする場合に限る。(地方自治法第138条の2第2項等)

2 資産公開に係る手続の様式改正について

資産等報告書等の、資産公開に係る手続の様式は、現在は押印を求めるものとなっているが、手続のオンライン化と併せて、書面提出する場合も押印不要とするよう、条例施行規程を改正することとしたい。

○ 押印不要とする様式

- ・ 資産等報告書 (第1号様式)
- ・ 資産等補充報告書 (第2号様式)
- ・ 所得等報告書 (第3号様式)
- ・ 関連会社等報告書 (第4号様式)

電子署名について

1 電子署名とは

電磁的記録に付与する、紙文書における公印に相当するもの。その文書が原本であることや、改ざんされていないことを電子的な署名の付与で担保するもの。

県議会では、議長の職責証明書を付与（＝電子署名）することで、真正性を確保することを目的としている。

2 電子署名のイメージ・確認方法

電子署名の付与されたPDFファイルを開き、署名フィールドをクリックすることで、付与されている電子証明書の詳細を確認することができる。



(表示される電子証明書のイメージ)

